

返戻金制度について

当社の職業紹介により、採用決定者が入社後 60 日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対してサービス利用料の 50%を甲へ返金するものとする。

但し、採用決定者の死亡など不測の事態による、ならびに採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっている場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の対象とする。

株式会社エムディーエム
許可番号(23-ユ-301809)